





**文化財を火災から守ろう**

防火といふことは、文化財に限らずたいせつなことですが、とくに文化財は、無くてしまえば絶対に代りが得られません。これを保護して後世に伝えることは国民としての義務でもあります。みんなで文化財を守る気持ちを高めたいものです。

写真説明  
(上) 月輪寺薬師堂  
(下) 岸見の石風呂

国種	指定年	所在地
史跡	昭和10年	大字野谷
史跡	昭和12年	大字船山村
史跡	昭和25年	大字上柳
史跡	昭和31年	大字船見
史跡	昭和33年	大字船見
天然記念物	昭和29年	大字八坂
町指定	昭和33年	大字河内
町指定	昭和33年	大字河内
町指定	昭和33年	大字河内

**生徒募集要領**

県立山口高等学校  
通信制課程

どんなところに入っても、どんな仕事をしていても入学会が、家庭学習で経費もやすく高等学校を卒業できます。

あなたも高等学校の教育を身につけて、将来の幸福を築き社会に役立つ人とならなうよう。

1. 入学資格、中学校卒業者
2. 入学人員、三百名
3. 出願書類、入学願書、調査書最近撮影の写真3枚、返信用封筒に、十円切手を必ず同封
4. 出願期日、四月二十日まで
5. 選考方法、書類審査により合格を決定し、本人に直接通知
6. 学費、受講料、入学金、その他教科書代金など

初年度に、約三千円です

7. 出願地、山口市糸米  
県立山口高校通信制課程

**社協だより**

ご気軽に  
ご利用下さい。

心配ごと相談開設  
来る 2月22日(午前10時から午後3時まで)中央公民館で、総合心配ごと相談所を開きますので気軽に何んでもご相談ください。

法律(たとえば、裁判に関する事など)  
生活(生活保護、母子家庭問題など)  
家事(家庭不和、遺産、慰養料など)  
行政(国、県など行政機関の業務についての苦情など)  
児童(要保護並に補導、精神薄弱児の問題など)その他何んでも相談に応じます。

当日は、それぞれ専門の相談担当者が採町されますので心配ごとのある方は、遠慮なくおいでください。

なほ、各支所で毎月開きます相談所は、この相談日に関係なく第二水曜日に開きます。相談事は、何事によらず秘密を厳守します。

◎一金、5,000円  
佐波高等学校の、古谷司先生より母、死亡による香典返しとして社会福祉事業のために寄附されました。

◎ 下八坂 山本 仁氏より父、死亡による香典返しとして、次のように寄附されました。

一金、一封  
八坂老人クラブへ  
一金、壱封  
八坂社会福祉協議会へ

◎ 徳地町ライオンズクラブは、串の河村孝一さん(家屋全焼)をお見舞いされました。

**お願い**

一カカ 停電事故、感電事故について、いろいろな対策し事故のないよう常に努力していますがなかでも、ビラ線附近の山火事、樹木伐採、索道の架設などによる、事故があつと断らません。

樹木伐採、索道の架設などにつきましては、事前に最寄りの事業所(営業所、出所、散宿所)にご相談してください。

中国電力株式会社

**税のしおり**

あなたの資産に  
「まちがい」はないでしょうか

**固定資産税課税台帳の繰延**

固定資産税課税台帳の繰延期間は、法の定める 来る 三月一日から 全月二十日までです。(ただし、各支所は三月一日から全月三日まで)

これは、昭和四十二年の固定資産税を課税するために全年一月一日現在、あなたの資産にまちがいはないか見ていただく期間であります。

今まで、この期間に確認されず納税手帳を受けとって異議の申立をされる方が相違ありましたが、期間外はせつかくの申立でも受理出来る例もあつて大変迷惑をかける事もありますので、是非期間中に確認していただき、漏りがあったときは期間中に異議の申立てをお願いいたします。

繰延期間中は、手数料はいりません。

**三税 所得税 申告一本化による納税相談**

昭和四十二年度から事業税および住民税の申告制度がかわりました。

◎確定 所得税の確定申告書と併せて、事業税および住民税の申告書も提出する必要があります。

◎申告 三税の申告期限は、三月十五日までです。申告と所得税の納税は期限におくれないうようにしてください。申告をしないといふ各種の控除がなく不利となり、お知らせいたします。

◎納税 所得税の納税相談は、二月二十三日、徳地町中公民館で、二月二十四日から三月十五日までは、防府税務署で行ないます。

◎事業税および事業税課税者の町民税の申告受付納税相談も二月二十三日に中央公民館で行ないます。

◎所得税および事業税課税者以外の町民税の申告受付納税相談は、町内各部落に出席して二月二十日から三月十五日まで行ないます。くわしいことは、各部落長に直接お問い合わせください。

**贈与税の申告は**

2月1日から  
3月15日まで

◎贈与税は、どのような場合に、おさめねば、ならないか

本来の贈与とは、民法上の贈与契約によつて財産を無償で与えることですが、このよきな正式の贈与の名義にかたり、夫名義の子どもの名義に、親の土地や家屋を、株券を、妻の名義にしたり、親族間の金銭貸借で返す支持のない、いわゆる「ある時払い」の贈与なし、いわゆる「いつか」の贈与の対象となります。

◎贈与税の計算は、どのようにするか

贈与税の計算をするには、まずその年の1月1日から12月31日までの1年間に、もつた財産の価額の合計額を計算し、基礎控除額の40万円(同一人から、連年受贈し続けた場合は、20万円)を差し引き、残りに累進税率を適用して計算します。

なお、受贈者が、贈与者の配偶者の場合は、このほかに配偶者控除額として、160万円の控除があります。

◎贈与財産は、どのようにして評価するか

贈与税を、計算する場合の、財産の価額は、時価で評価します。

**固定資産の免税点が引上げられる**

一、土地は、課税標準額の合計額が2万4千円まで免税であつたが8月1日までは免税

二、家屋は、3万円が5万円まで

三、償却資産は、15万円が30万円まで

以上、それぞれ免税点が引上げられ昨年は固定資産税が少かつたが、今年からは、かからない場合が相来ると思われますが固定資産税課税台帳は、ぜひ確認してください。

**バラ色クイズ (第七回)**

出題、農地の□□について、県知事□□が必要ですが、その場合□□の手続きだけ許しても許可がない場合に□□あります。中止命令を受けることがありますので早目に□□してください。

◎底方法、□□の中に、適当な文字をいれて正しい文にすること

◎送先、役場文書広報係

◎しりあ、三月一日

◎発表、三月十五日発行広報紙上

◎賞、正解者五名に品物をさしあげます。正解者多数の場合は、抽せんとなります。

◎第六回の正解文は  
第百二十六号(一月一日発行)の三ページに掲載

大字伊賀地 永田哲夫  
八坂 飯 菊枝  
山火事 徳田茂之  
● 榎見 正田芳子  
● 榎木 宮近八千代

